

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書の訂正報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年7月23日

**【会社名】** 株式会社山口フィナンシャルグループ

**【英訳名】** Yamaguchi Financial Group, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 福田 浩一

**【本店の所在の場所】** 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号

**【電話番号】** 下関(083)223局5511番

**【事務連絡者氏名】** 総合企画部長 柳田 清史

**【最寄りの連絡場所】** 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号  
株式会社山口フィナンシャルグループ

**【電話番号】** 下関(083)223局5511番

**【事務連絡者氏名】** 総合企画部長 柳田 清史

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

平成25年6月26日付けをもって提出した臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価格」及び「発行価額の総額」が平成25年7月23日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

(注)訂正箇所には下線を付しております。

### (2)発行数

(訂正前)

2,251個とする。

上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

2,251個

### (3)発行価格

(訂正前)

各新株予約権の払込金額(発行価格)は、割当日においてブラック・ショールズモデルに基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。また、子銀行は、それぞれ対象者である取締役に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬を支給する債務を負担し、当社が子銀行から当該金銭報酬支払債務を引き受けることとした上で、払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、対象者である子銀行の取締役が当社に対して有する上記金銭報酬債権をもって相殺するものとする。

(訂正後)

新株予約権1個当たり97,300円(1株当たり973円)

また、子銀行は、それぞれ対象者である取締役に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬を支給する債務を負担し、当社が子銀行から当該金銭報酬支払債務を引き受けることとした上で、払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、対象者である子銀行の取締役が当社に対して有する上記金銭報酬債権をもって相殺するものとする。

### (4)発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

219,022,300円

以 上